

空乗第 2107 号 平成 12 年 7 月 28 日
国空航第 445 号 平成 24 年 9 月 3 日（一部改正）
国空安政第 1903 号 令和 7 年 11 月 27 日（一部改正）
航空局安全部安全政策課長

航空経歴の確認方法等について

1. 航空経歴を有することを証明する書類について

技能証明等の要件である航空法施行規則別表第二の飛行経歴その他の経歴等の航空経歴は、下記によりそれぞれ証明されたものでなければならない。

- (1) 操縦士（滑空機を除く。）、航空士、航空機関士、計器飛行証明又は操縦教育証明
 - ア 航空経歴書（要領様式 22）…………… 1 部
 - イ 航空機乗組員飛行日誌の写し…………… 1 部
 - ・最新の飛行時間 50 時間（自家用操縦士においては 40 時間）以上を含む部分を光学的方法（電子コピー等）により複写したもの。昭和 50 年 3 月 31 日以前の飛行については、旧様式の飛行日誌（Pilot Flight Logbook）の写しでも可
 - ウ（該当する場合のみ）異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る証明書等…………… 1 部
 - ・適用の詳細は「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について」（国空安政第 1903 号 令和 7 年 11 月 27 日）に従うこと。なお、過去技能証明の申請にあたり当該証明書等を提出している場合、既得の技能証明の写しをもって代えることができる。
- (2) 操縦士（滑空機）
 - ア 航空経歴書（要領様式 23）…………… 1 部
 - イ 滑空機乗組員飛行日誌の写し…………… 1 部
 - ・上級滑空機については 30 回以上の滑空、動力滑空機については 15 時間以上の飛行の最新の部分を光学的方法により複写したもの。
- (3) 整備士
 - ア 航空経歴書（要領様式 24）…………… 1 部
 - イ 修了証明書（指定航空機整備訓練課程を修了した者に限る。）…………… 1 部
- (4) 運航管理者
 - ア 航空経歴書（要領様式 24）…………… 1 部
 - イ 修了証明書（3. (10) の養成学校等を修了した者に限る。）…………… 1 部
- (5) 航空大学校又は指定養成施設の課程を修了した者については、修了証明書 1 部をもって航空経歴を有することを証明する書類とすることができます。
- (6) 昭和 50 年 3 月 31 日以前の自衛隊の飛行経歴を有する者については、航空経歴書に直接飛行時間の証明をしたもので（1）イに代えることができる。
- (7) 事業用操縦士以上の資格を有している者が、操縦教育証明の申請をする場合は、当該技能

証明書の写し1部をもって航空経験を有することを証明する書類とすることができる。

2. 終戦前の航空経験の取扱いについて

終戦前の航空経験を基礎として技能証明申請をする場合の経験は、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 操縦士関係

ア 旧航空法に基づく航空機操縦士技能証明書を所持する者又は旧軍の飛行経験を有すると認められる者（厚生省援護局等の証明に基づき、相当の飛行時間有すると認められる者）若しくは飛行時間有すると判断される者については、次の基準により飛行時間を認定する。

（ア）操縦士の養成機関に被養成者として属していた期間については、1年について
200時間

（イ）操縦士として実務に配置されていた期間については、1年について400時間

イ 航空経験書の証明書の欄には本人が記入押印する。

ウ 航空機乗組員飛行日誌に飛行時間の転記確認を申し出る者に対しては、アの方法により確認した飛行時間をもって転記確認を行うことができる。

(2) 整備士関係

航空機製作所又は航空整備技能者養成所等において、航空機の製造、改造 又は所定の課程を修了し卒業証明書若しくは修了証明書等を所持する者又はこれらに準ずると判断される者については、航空機の整備経験を有するものと認定する。この場合、航空経験書の証明欄には、監督者又は本人が記入押印する。

3. 運航管理者技能検定の受験に必要な経験の取扱いについて

航空法施行規則第167条第2項の規定に基づき、運航管理者技能検定の受験資格があると認められる場合の経験は、次の(1)～(9)に掲げる経験のうち1つの経験を2年以上若しくは(10)の経験を有すること又は航空法施行規則第167条第1項第1～5号の経験及び次の(1)～(9)に掲げる経験のうち2項目の経験をそれぞれ1年以上有することとする。

（1）旧二地点間旅客輸送又は二地点間ヘリ輸送の用に供する航空機の運航に関し、運航管理業務の監督者、補助者又は業務見習者としての経験

（2）航空運送事業の用に供する最大離陸重量が5,700kgを超える飛行機又は最大離陸重量が9,080kgを超える回転翼航空機の運航又は旧二地点間旅客輸送 及び二地点間ヘリ輸送の航空機の運航に関し、運航管理全般に係る通信業務（グランド・ラジオ・オペレーター）を行った経験

（3）航空管制通信官としての経験

（4）国土交通省設置法39条に規定する地方航空局の事務所において航空管制情報官として、次の事務を行った経験

ア 航空機の運航の監督

イ 航空機の航行の方法

ウ 航空情報

エ 着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用

(5) 航空管制運航情報官としての経験

(6) 航空大学校運用課において、次の事務を行った経験

ア 航空機の運用計画

イ 航空情報その他の航空機の運航に関する情報

ウ テレタイプの運用

(7) 自衛隊において、民間航空定期便の就航する空港における航空運送事業の用に供する航空機の運航に関し、航空交通管制業務を行った経験

(8) 自衛隊において、最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又は最大離陸重量が 9,080kg を超える回転翼航空機の運航に関して空中航法又は気象業務を行った経験

(9) 航空運送事業の用に供する最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機の運航に関して航空機関士の業務を行った経験

(10) 國際民間航空条約の締約国たる外国の政府が、國際民間航空条約第 1 付属書に基づき承認した運航管理者の養成学校等を修了した経歴

附 則

(1) 施行日 この通達は、平成 12 年 9 月 1 日から適用する。

(2) 平成 7 年 9 月 29 日付け空乗第 2092 号及び平成 10 年 8 月 3 日付け空乗第 2085 号「飛行経歴の確認方法について」は廃止する。

附 則（平成 24 年 9 月 3 日）

本通達は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

附 則（令和 7 年 11 月 27 日 国空安政第 1903 号）異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練に関する改正

1. 本通達は、令和 10 年 4 月 1 日から適用する。

2. 本通達の適用前に申請された事業用操縦士以上の資格を有している者が操縦教育証明の申請をする場合は、1. (1) ウに従うこと。